

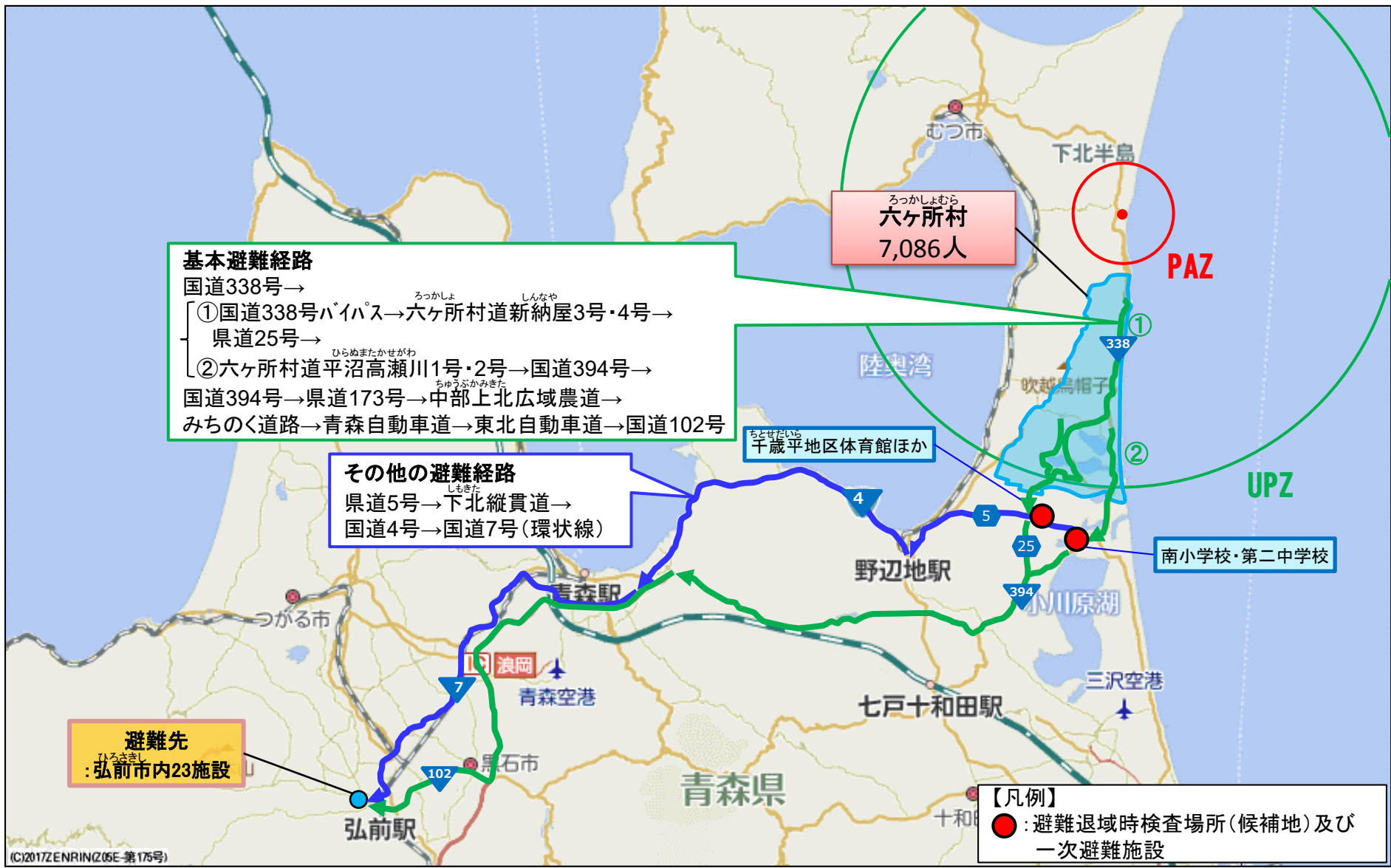
➤ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、基本避難経路及びその他避難経路を設定。



- 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、基本避難経路及びその他避難経路を設定。



➤ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、基本避難経路及びその他避難経路を設定。**【P】**



他の地方公共団体からの応援計画【P】

- 原子力災害又は地震、津波との複合災害が発生した場合、国からの支援のほか、関係地方公共団体からの支援策として、4つの応援協定等を締結。【P】

ア 大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定

(平成18年9月29日)

【対象】

青森県内の全40市町村

【応援内容】

- ① 応援措置等を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- ② 食糧、飲料水、日用品等生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供並びにあっせん
- ③ 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急措置等に必要な資機材並びに物資の提供並びにあっせん
- ④ 災害応急活動に必要な車両等の派遣及びあっせん
- ⑤ 災害応急活動に必要な職員の派遣
- ⑥ 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- ⑦ 前各号に定めるもののほか、大規模災害時の応急措置活動で特に必要な事項

イ 大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定

(平成7年10月31日)

【対象】

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県

【応援内容】

- ① 応急措置等を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- ② 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- ③ 被害者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材、物資の提供及びあっせん
- ④ 災害応急活動等に必要な車両、ヘリコプター等の派遣及びあっせん
- ⑤ 災害応急活動に必要な職員の派遣
- ⑥ 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- ⑦ その他特に要請のあった事項

ウ 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

(平成24年5月18日)

【応援内容】

- ① 人的支援及び斡旋
- ② 物的支援及び斡旋
- ③ 施設又は業務の提供及び斡旋
- ④ その他特に要請のあったもの

エ 原子力災害時の相互応援に関する協定

(平成13年1月31日)

【対象】

北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、京都府、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県

【応援内容】

- ① 原子力防災資機材の提供
- ② 職員の派遣



7. 放射線防護資機材、物資、 燃料備蓄・供給体制